

妊娠・こどもの健康

こども支援課:027-212-8337
:027-220-5703
:027-220-5704

妊娠・こどもの健康に関する窓口

詳しくは、前橋市ホームページをご覧ください。

事業	内容	問い合わせ先
母子健康手帳交付	医療機関発行の『妊娠届出書』、マイナンバーカード（またはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書）をお持ちください。妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・産婦健康診査受診票を交付します。	地域子育て係 027- 212- 8337
低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	低所得世帯の妊婦に対して、初回産科受診料（妊娠判定に要する費用）を支援します。	
不妊、不育症治療費助成	不妊、不育症の治療に要する医療費の一部を助成します。	おやこ健康係 027- 220- 5704
未熟児養育医療給付	指定医療機関において入院加療を必要とする1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分について公費負担する制度です。	

妊娠・出産に関する支援

詳しくは、前橋市ホームページをご覧ください。

事業	内容
ハローベビークラス	初めてママ・パパになる人やその家族の教室です。
妊婦一般健康診査助成	妊婦健康診査の一部を助成します。受診票は最大14枚交付します（多胎妊娠の場合、追加で5枚交付します）。
妊婦歯科健康診査助成	妊娠中に1回歯科医院で健診が受けられます（無料）。実施医療機関については一覧をご覧ください。
産婦健康診査助成	産婦健康診査の一部を助成する受診票を2枚交付します（産後約2週間と約1か月）。産後の心身の状態を確認し、安心して育児を行えるよう受診してください。
産後ヘルパー派遣事業（要相談・申請手続きあり）	産後、親族等から家事・育児の協力が得られない家庭に、市が委託した事業所からヘルパーを派遣します（生後6か月未満、多胎の場合は生後1年未満）。
産後ケア事業（要相談・申請手続きあり）	心身の不調、授乳や育児に不安がある人が医療機関等や自宅で母子のケアや授乳・育児のアドバイスを受けられます（短期入所型・通所型・居宅訪問型があります）。

こどもの健康診査

問い合わせ先：こども健診係 027-220-5703



○誕生から3歳までの健康診査等受診時期

☆医療機関（受診時期を過ぎると自己負担になります） ★前橋市保健センター 受診時期 ■受診や来所に最も適した時期

	0か月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1歳	1歳6か月	2歳	3歳	4歳～
☆新生児聴覚検査	■																
☆1か月児健康診査		■															
☆3か月児先天性股関節脱臼健康診査				■													
☆3～4か月児健康診査				■													
☆9～10か月児健康診査											■						
★1歳6か月児健康診査														■			
★2歳児歯科健康診査																■	
★3歳児健康診査																	■